

職場に「職長」はいますか？



労働安全衛生法第16条・60条の規定による

職長等安全衛生教育研修のご案内

「職長」とは、現場で作業中の労働者を直接指揮し、または監督する立場の方のことであり、「班長」「主任」「リーダー」「親方」「工場長」と呼ばれている方々のことです。

安衛法第60条では、①建設業、②製造業（除外：たばこ製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業）、③電気業、④ガス業、⑤自動車整備業、⑥機械修理業において、職長教育を行うことが義務づけられています。

また、建設業においては安全衛生責任者制度が規定され、安衛法第16条では、関係請負事業者は安全衛生責任者を選任することを定めています。

全業種対象コース

計12時間

建設業対象コース

計14時間

職長等安全衛生教育

令和8年6月17日（水）8時30分～17時00分

令和8年6月18日（木）8時30分～15時00分

職長等安全衛生教育＋安全衛生責任者教育

令和8年6月17日（水）8時30分～17時00分

令和8年6月18日（木）8時30分～17時15分

カリキュラム

＜＜職長等安全衛生教育＞＞

- 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること
- 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること
- 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 異常時等における措置に関すること
- その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること

＜＜安全衛生責任者教育＞＞

- 安全衛生責任者の職務等
- 統括安全衛生管理の進め方

場所

社会保険労務士法人 ふせや事務所
3F研修室（岐阜市南鶉4-47）

講師

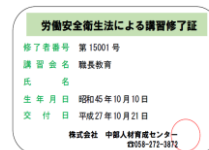
RSTトレーナー
（職長等教育講師資格）
谷江 克基

費用

通常価格 17,000円/人

Kの会会員様 15,000円/人

●テキスト代別途（職長800円税別、安責者700円税別）



受講後に修了証
をお渡しします

※研修終了後に請求書を送らせていただきますのでお振込み願います。

※開催日7日前より、キャンセル料が発生します。

申込方法

実施日の1週間までにWEBフォームからお申込みください。

WEBフォームはこちらから▶▶▶



ご記入いただいた個人情報は当事務所が厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

研修の様子



受講者の声

- ・テキストとプリントとDVD、パワーポイントといろいろあってわかりやすい。
- ・演習後の説明がわかりやすかった。
- ・例や課題が工夫されている。
- ・実際にやってみてわかった
- ・わかりやすい資料だった。
- ・教材が多くて良かった。



その他注意点

●外国人の方の受講の取扱い

当所の研修は、日本語のテキストを使い、日本語で講義を行います。

外国人の方がご参加される際は**下記の事項を必ずお読みいただき**、会社の責任のもと、会社の判断・確認・許可を得て受講してください。

1. 当研修の受講に際し、『読み、書き、会話において他の日本人の方と同等程度の日本語理解能力を有すると事業主が判断・確認・許可をした方のみ受講いただけます。
2. 研修会場に通訳の方を同伴することはできません。
3. 講義内容を十分にご理解いただくことが出来ないと当所が判断した場合は、修了証を交付することができません(講義中、課題の読み書き、グループ演習等があります)

●途中退出について

開始30分以上の遅刻、10分以上の途中退席、早退の方には**修了証の交付ができません**のでご注意ください。

●昼食について

昼食は**各自でご用意ください**。近辺に食事のできる場所が多くございます。研修室内でもお召し上がりいただけます。

●研修開催の有無

お申し込みが4名に達しない場合は研修が中止になる場合があります。

【お問い合わせ先】

社会保険労務士法人 ふせや事務所/株中部人材育成センター

〒500-8285 岐阜市南鶉4-47 TEL. 058-272-3872

HP/ <http://www.fuseya.co.jp>